

【別紙】

1 当事者の概要

- (1) 申立人X 1は、全国における商業・サービス分野等の労働者が組織する労働組合であり、本件申立時の組合員数は約2万2,000名である。
- (2) 申立人全X 2は、愛知県における労働者が組織する労働組合であり、X 1の下部組織である。X 2の本件申立時の組合員数は約300名であった。
- (3) 申立人X 3（以下「X 3」といい、X 1及びX 2と併せて「3労組」又は「組合ら」という。）は、被申立人のB 1工場で働く労働者が組織する労働組合であり、X 2に組織加盟している。X 3は、昭和47年に公然化し、本件申立時の組合員数は10名であった（以下、単に「組合員」と表記する場合は、X 3の組合員を指す。）。
- (4) 被申立人Y 1は、合成樹脂その他有機無機化学工業薬品の製造販売等を主たる事業とする株式会社である。

会社は、令和3年12月17日に開催された株主総会により解散が決議されたが、本件結審日現在、清算会社として存続している。

2 事件の概要

令和元年12月18日、会社は、唯一の事業所であるB 1工場の閉鎖を発表した。

2年8月24日、会社は、組合員を含む会社の従業員に対し、9月30日付けで解雇することなどを内容とする解雇予告通知書を交付し、9月30日に組合員10名を解雇した。

3年9月30日、3労組は、会社に対し、B 1工場の閉鎖の撤回や組合員の原職復帰、和解金の支払などを要求した。

10月19日、会社が、3労組に対し、組合員に対する特別退職金及び3労組に対する解決金を支払うことを提案した（以下「第一次提案」という。）ところ、組合らは、その後開催された団体交渉において、別組合との和解条件と異なっており差別的取扱いであると指摘した。

この指摘を受け、4年7月20日、会社が、3労組に対し、第一次提案から一定金額を上乗せした解決金を支払うことを提案した（以下「第二次提案」といい、第一次提案と併せて「会社提案」という。）のに対し、8月18日、組合らは、更にバックペイや労働争議にかかった諸経費などを要求した。

3労組と会社とは、3年12月9日、4年1月20日、3月16日、6月14日及び8月26日に、計5回の団体交渉を行ったが、第5回目の団体交渉において、会社は、労使双方には解決金の額だけではなく考え方も違いがあり、これ以上和解協議を続けても成果は得られない旨を述べて、団体交渉を打ち切った。

10月14日、3労組は、会社が団体交渉を打ち切ったことに抗議したが、11月1日、会社は、団体交渉の再開を拒否した。

5年2月28日、3労組は、団体交渉の再開などを改めて要求したが、3月2日、会社は、第二次提案の内容に基づいた和解協議をする意思は全くないとして応じなかった。

3 主文の要旨 <棄却>

本件申立てを棄却する。

4 判断の要旨

- (1) 会社が、4年8月26日の第5回団体交渉で第一次提案及び第二次提案を撤回し、団体交渉を打ち切ったことは、X 3の組合員に対する不利益取扱い及び3労組の弱体化を図る支

配介入に当たるか否かについて

ア 3 労組と別組合に対する対応の経緯について

会社が、①B 1 工場閉鎖の前後を通じて早期退職制度の受入れを 3 労組に繰り返し働き掛けていること、②第二次提案において、X 3 の組合員と別組合の組合員が受け取る特別退職金等の差異を全て解消し、同提案を第 5 回団体交渉の開始まで維持していること、③第一次提案及び第二次提案において、3 労組に対し、別組合よりも更に有利な条件を提示していた部分もあることに鑑みると、会社は、3 労組と別組合の双方に対して特別退職金等を支給することによる解決を目指しており、3 労組と別組合とを差別的に取り扱う意思を有していたと評価することは困難である。

イ 団体交渉における協議の経緯について

組合らが第 2 回団体交渉で第一次提案に別組合との差別があると指摘したことを受け、会社が第二次提案で別組合と差があった部分を全て解消したのに対し、組合らは、第 5 回団体交渉において、差別が解消されたとの認識を示したものの、第二次提案については受入れを拒否している。

また、第二次提案は、3 年 1 月 31 日付けで退職扱いとすることを条件とする提案であり、それは、別組合との合意と同じであったところ、組合らは、第 5 回団体交渉に至るまで一貫して和解成立時点までのバックペイの支払を要求しており、組合員が 3 年 1 月 31 日付けで退職扱いとなることを受け入れなかった。加えて、組合らは、第 5 回団体交渉において、退職金の計算に定年退職の割増率を適用することや、雇用を確保できないことに係る損害金といった、会社と別組合との合意にはない要求も維持していた。

以上の交渉経緯からすると、会社が別組合の和解条件と差があった部分を解消すべく対応したにもかかわらず、組合らが更に有利な条件の獲得を目指し続けたことにより、第二次提案に基づいて合意に向けた交渉を行うことが困難な状況に至り、組合らと別組合との交渉結果に差が生じたものと評価せざるを得ない。

ウ 結論

以上の経緯に加え、会社が、団体交渉において会社提案について組合の質問や要望に具体的に回答するとともに、決算書などの資料提供を通じて可能な限り説明を尽くそうとする姿勢を示していたことなどの事情にも鑑みると、会社が、第一次提案及び第二次提案を第 5 回団体交渉で撤回し、団体交渉を打ち切ったことは、X 3 の組合員に対する不利益取扱いには当たらず、3 労組の弱体化を図る支配介入に当たるともいえない。

(2) 会社が第 5 回団体交渉後、3 労組が申し入れた争議を解決するための団体交渉を拒否しているのは、正当な理由のない団体交渉拒否及び 3 労組の弱体化を図る支配介入に当たるか否かについて

ア 第 5 回団体交渉の打ち切りについて

(ア) 労使双方の主張の隔たりについて

和解の解決金について、会社が第二次提案で提示した額と、組合らが会社の提案を受け提示した額には大きな差が生じていた。

また、会社が早期退職制度と同様の枠組みで一定の特別退職金等の支払を提案したのに対し、組合らは、別組合と同条件での特別退職金等にとどまらず、和解時点までのバックペイや定年退職時までの雇用保障又はそれに代わる損害金、更には争議経費までを会社の残余財産の範囲で支払うよう要求しており、双方の解決に対する考え方は金額の問題にとどまらず根本的に異なっていた。

さらに、仮処分決定後の第 5 回団体交渉に至っても、組合らは会社が有する貸付金残高の範囲内では述べつつも、どの程度までの譲歩が可能かという具体的な提案はしていない。組合らは、この額は要求する上限額を示したものと主張するが、もとより会社

の保有額を超える和解は通常は困難であり、組合らが改めて上限額を言明することの意味が判然としないこと、組合らが主張するところの上限額以内である第二次提案に応じられないと主張しており、それを超える水準を求めていると解されることなどを併せて考量すると、客観的には組合らが当該上限額と同等額とはいえないまでも、それに近い水準を求め続けているものと受け止められ得るものである。また、組合らが組合事務所に関する会社の対応を執拗に糾弾する姿勢であったことから、組合らと会社との主張の隔たりは大きく、それが解消する可能性も乏しかったとみざるを得ない。

(イ) 和解を模索してきた経緯について

組合らと会社とは、工場閉鎖の案が浮上してから通算19回にわたり団体交渉を重ね、和解を模索してきた経緯がある。その中で、会社は、第一次提案及び第二次提案において、解決金の内訳を項目ごとに示した上で、団体交渉においても組合らからの質問や要望に対して、具体的に回答を行うなど、自らの提案を根拠づけるために十分な情報提供を行うよう努めている。

加えて、会社は、①第1回団体交渉における組合らの求めに応じ、謝罪条項に関する文書や2年度の決算書を送付し、②第3回団体交渉における組合らの求めに応じ、3年度の決算書を提供するなど、組合らの要求に対しても可能な限り譲歩をしたり説明を尽くそうとする姿勢が見受けられる。

一方、組合は、第3回団体交渉で仮処分決定が出ると和解協議がやりやすくなる旨を述べ、第4回団体交渉では、仮処分決定が近いことを引き合いに出して、和解による早期解決を図ることを示唆していることから、労使双方が、仮処分決定前までに和解交渉を成立させるべきものと認識していたことがうかがわれる。こうした状況にあつて、会社が、第二次提案において第一次提案の約1.5倍に当たる金額を提示したのに対し、組合の8月18日付けの要求書には、会社の提案に歩み寄った記載はみられなかった。

(ウ) 結論

以上の経過によれば、①双方の主張の隔たりが大きく組合らが第二次提案の受入れを拒否したこと、既に議論がこう着しており和解協議を継続しても進展はなかったとみざるを得ないし、②会社が組合らへの説明に努め新たな提案も行っていただけで、会社の対応が不誠実であったと評価することもできない。

さらに、労使双方が仮処分決定前を和解交渉成立のタイミングと認識していた中で、会社が大幅な譲歩案を提示したにもかかわらず、組合らが柔軟な対応を示さなかったという経緯も踏まえると、会社が正当な理由なく第5回団体交渉を打ち切ったと認めることはできない。

イ 会社が4年11月1日に団体交渉を拒否したことについて

4年10月14日、組合らが、会社に和解協議の再開を申し入れた際、会社提案への歩み寄りはなく、組合の要求や解決に対する考え方が第5回団体交渉終了時点から変化しているとはいえないから、仮に団体交渉を再開しても和解に向けた協議が進展する可能性があったと評価することは困難である。

したがって、会社が、11月1日に、組合に対して和解交渉を再開しないと回答したことには相応の理由があったといわざるを得ない。

ウ 会社が5年3月2日に団体交渉を拒否したことについて

5年2月28日、組合らは、会社に対し、第二次提案に基づく和解交渉の再開を要求するに至った。しかし、①会社にとって第二次提案は、裁判所の判断が下される前の段階で紛争を早期に解決するために提案したものであったところ、名古屋地裁判決で会社の主張が全て認められ、組合らの請求が棄却されるという状況の変化があったことや、②組合らが協議の進展が見込まれるような具体的な和解案の提案を行っていないことを考慮する

と、会社が、もはや第二次提案をベースにした協議を再開する必要はないと判断したのもやむを得ない。

エ 結論

以上のとおり、会社が、正当な理由なく第5回団体交渉を打ち切ったとはいえ、その後、3労組が申し入れた団体交渉を拒否していることにも相応の理由がある。したがって、会社が第5回団体交渉後、3労組が申し入れた争議を解決するための団体交渉を拒否していることは、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらず、また、3労組の弱体化を図る支配介入にも当たらない。

5 命令書交付の経過

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 申立年月日 | 令和2年11月4日 |
| (2) 公益委員会議の合議 | 令和7年10月21日 |
| (3) 命令書交付日 | 令和7年12月10日 |